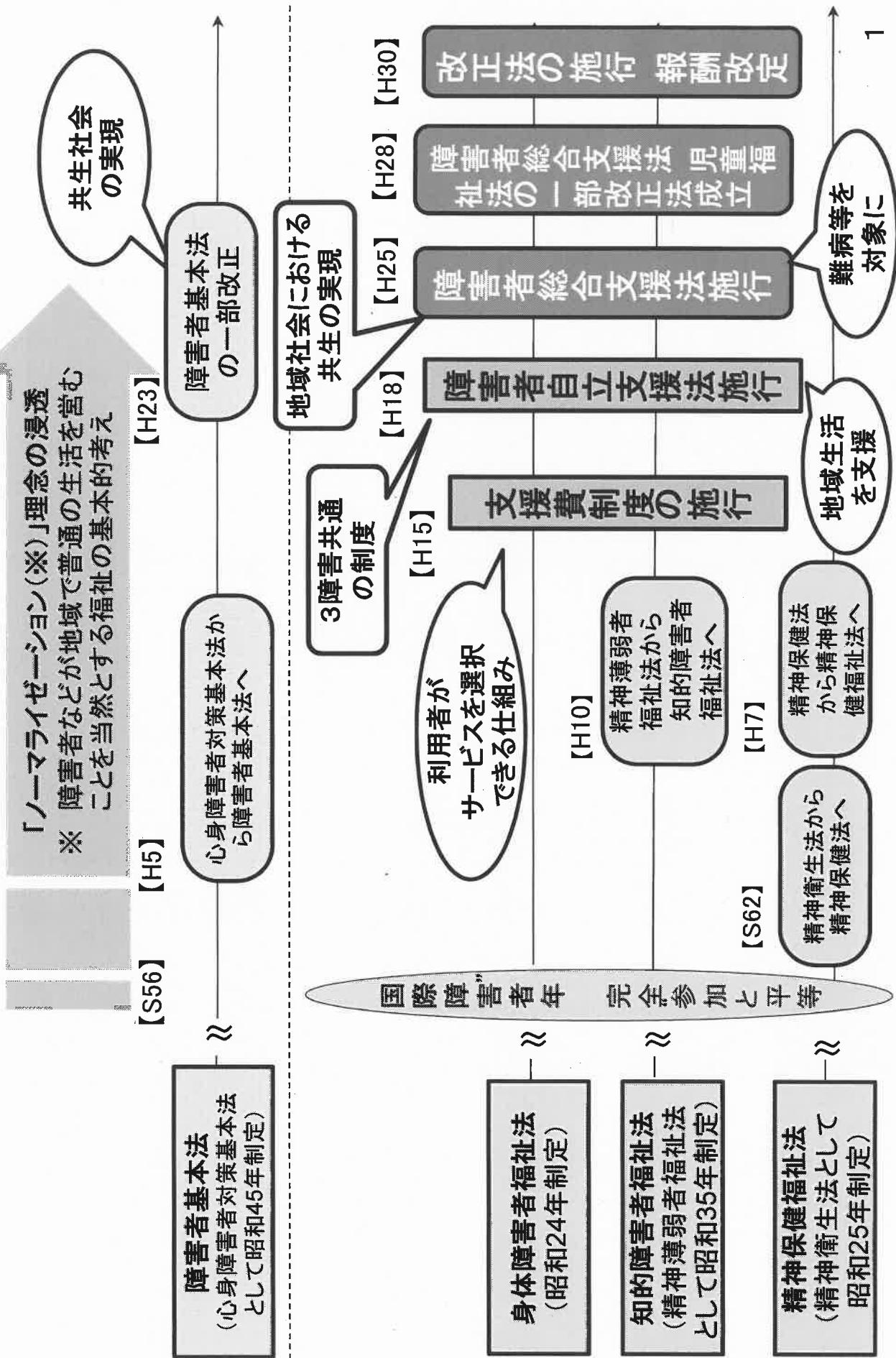


障がい者福祉の概略、各種制度など

障がい福祉施策の歴史



障害者自立支援法から障害者総合支援法※へ(平成25年4月1日施行)

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

1. 目的の改正

○「自立」の代わりに、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記

○障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的にを行うこととする

2. 概要

1. 基本理念

- ①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する
かけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
- ②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現
- ③可能な限りその身近な場所において必要な(中略)支援を受けられること
- ④社会参加の機会の確保
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥社会的障壁の除去

2. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

3. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

4. 障害者に対する支援

- ①重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であつて常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ②共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

5. サービス基盤の計画的整備

- ①障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③市町村は障害福祉計画を作成するに当たつて、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④自立支援協議会の名称について、当事者や家族の参画を明確化

障害福祉サービスの体系

介護給付

- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・生活介護
- ・施設入所支援
- ・短期障害者等包括支援
- ・重度介護
- ・同行養護
- ・療養介護
- ・短期障害者等包括支援
- ・重度障害者等包括支援

第28条第1項

市町村

自立支援給付

第6条

訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助

第28条第2項

自立支援医療

第5条第24項

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

障害者・児

相談支援

- ・基本相談支援
- ・地域相談支援
- ・(地域移行支援・地域定着支援)
- ・計画相談支援

第5条第18項

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・意思疎通支援
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター機能強化
- ・福祉ホーム運営
- ・成年後見制度利用支援

第77条第1項、第3項

支援

- ・地域支援
- ・人材育成

第78条

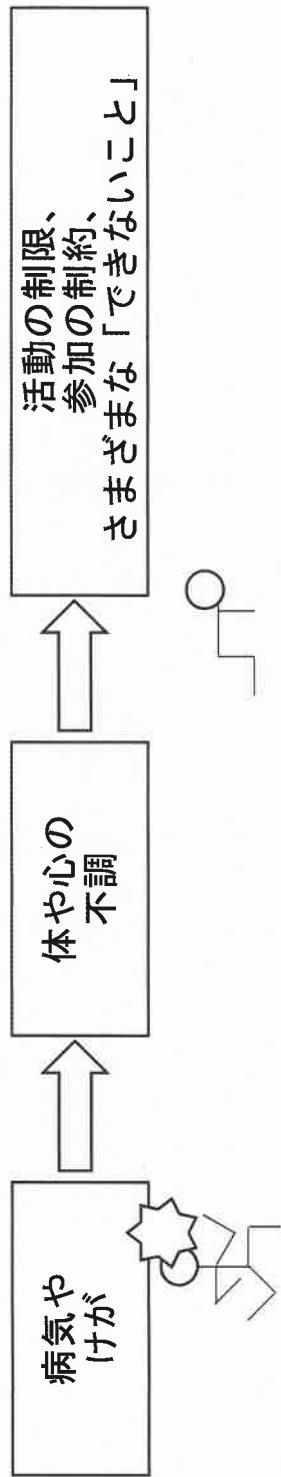
都道府県

※自立支援医療のうち
精神通院医療の実施
主体は都道府県及び
指定都市

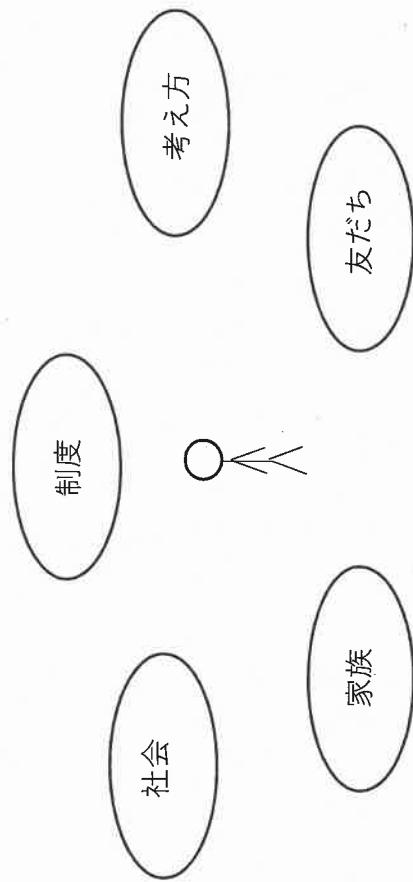
「障がい」の考え方 ~医学モデルから統合モデルへ~

1. 以前は、障がいは「医学モデル」という見方をしていた

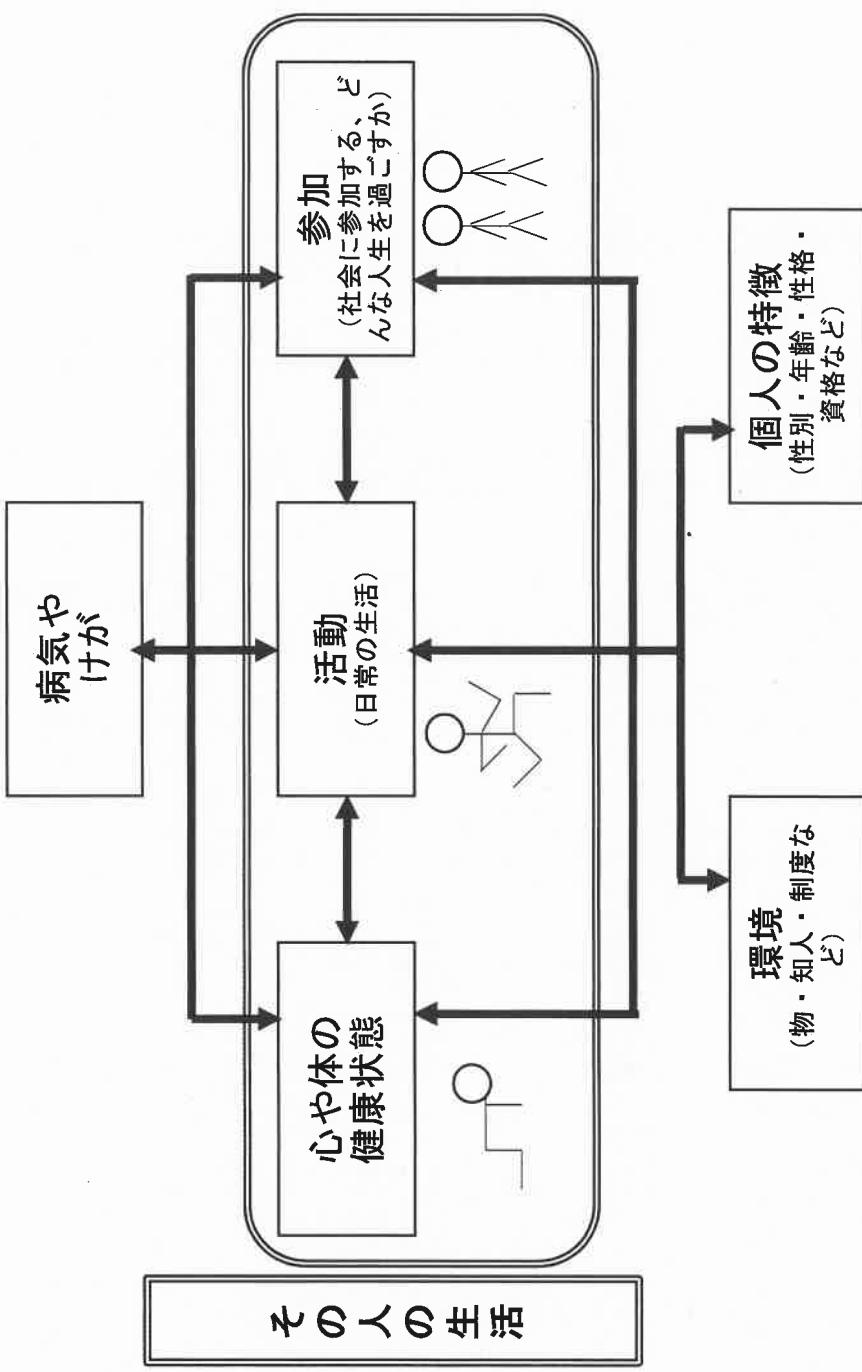
- ・ 医学モデル
「障害は病気やけがによって起きた、その人の問題である」という考え方。
問題は、本人が病気やけがを治し、リハビリテーションすることで、解決するとされていた。



「医学モデルが全てで、他の見方がないというわけではない」
「本人を取り巻く社会や環境が変わることでも、障がいへの見方や考え方は変わる」
という考え方が出てきた。



2. 近年は、「統合モデル」という見方、考え方をするようになつていて
- ・ 統合モデル
個人を取り巻く環境や本人の状態などによって、できることやできないことが変わる。
それぞれの要素がそれぞれに影響しあうという考え方。



「障害者虐待防止法」が 施行されました

～障がい者を
虐待から守りましょう～



障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行されました。

○障害者虐待防止法って何ですか？

～障がいのある方の尊厳を守る法律です。～

障がいのある方に対する虐待は、個人の尊厳を侵害するものであり、障がいのある方の自立や社会参加にとって大きなさまたげとなります。障がいのある方への虐待の防止や養護者に対する支援に取り組むためにこの法律は制定されました。

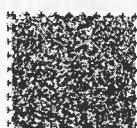
○虐待に気づいたらどうしたらいいのですか？

●障がい者虐待の早期発見が大切。すみやかに通報を！

障がいのある方への虐待はどんな場合でもあってはならないことですが、虐待を行っている人も虐待を受けている人も、「虐待」とは何か理解していない場合があります。このため、虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくことが必要です。虐待を発見した場合は、誰もが通報義務がありますので、虐待の種類に応じてそれぞれ担当する機関にすみやかに通報してください。

●虐待の通報をした人の個人情報は保護されます。

虐待を見つけて、通報をした人の個人情報は保護されます。また、通報した人が施設や職場で働いている場合、通報したことを理由に解雇その他の不利益な取扱いをすることは禁止されています。



○障害者虐待防止法の対象となる方は?

- 身体障がいのある方
 - 知的障がいのある方
 - 精神障がい(発達障がいを含みます。)のある方
 - そのほかに、心身の機能に障がいのある方で、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方
- ※18歳未満の方も対象です。
- ※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

○虐待にはどのような種類があるのですか?

障害者虐待防止法は、広く虐待を禁止していますが、特に次の3種類の虐待について定めています。

①養護者 (家族など) による虐待

「障がいのある方の身の周りの世話や
金銭管理などを行っている家族親族、
同居人等による虐待のことです。」

※虐待を受けている方が18歳未満の場合は、
児童虐待防止法の対象となります。



②障害者 福祉施設 従業者等に おける虐待

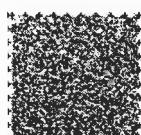
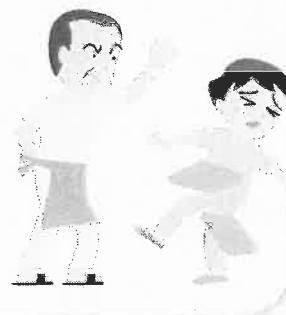
「障害者福祉施設や障害福祉サービス
事業所等で働く職員による虐待のことです。」

※虐待を受けている方が、高齢者施設等
に入所している場合は高齢者虐待防止
法の対象となり、障害児入所施設等に
入所している場合は児童福祉法の対象となります。



③使用者 による虐待

「障がいのある方を雇用
している事業主による
虐待のことです。」



○どのような行為が虐待となりますか？

障害者虐待防止法では、次のような行為は虐待となります。

身体的虐待

- ・体に傷を負わせる暴行を加えること。
- ・正当な理由がないのに身動きの取れない状態にすること。

例：平手打ち、殴る、蹴る、つねる 不用な薬を飲ませるなど

サイン：身体にやけどや小さな傷が頻繁に見られる、急におびえたり、こわがったりするなど。

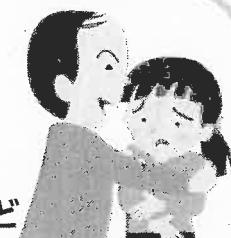


性的虐待

- ・無理矢理わいせつな行為をしたり、させること。

例：裸にする、性的行為を強要する、キスするわいせつな言葉を言うなど

サイン：ひと目を避ける、部屋に1人でいたがる、肛門や性器から出血や傷がみられるなど。



心理的虐待

- ・著しい暴言や拒絶的な言動や態度などで精神的苦痛を与えること。

例：怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れないなど

サイン：おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす、攻撃的な態度が見られるなど。

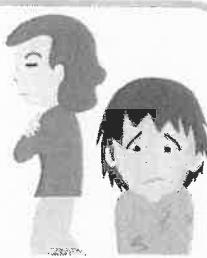


放棄・放任 (ネグレクト)

- ・食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をしないで、心身を衰弱させること。

例：十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる。

サイン：身体から異臭がするなど衛生状態が悪い、ひどく空腹を訴え栄養失調が見られるなど。



経済的虐待

- ・本人の同意なしに財産や年金、賃金などを勝手に処分すること。また、正当な理由がなく、金銭を与えないこと。

例：年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使うなど。

サイン：お金を使っている様子が見られない、日常生活に必要な金銭を渡されていないなど。

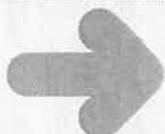


○どこに相談・通報したらいいのですか?

しょう かた ぎやくたい こま もよ しやくしょ ちようそんやくば まどぐち しちょうそんしょう
障がいのある方への虐待についての困りごとなどは、最寄りの市役所、町村役場の窓口（市町村障
害者虐待防止センター）で受け付けております（各市町村の窓口については別葉の一覧をご覧ください。）
のでご相談ください。

なお、次のような虐待を発見したり、虐待を受けた場合には、虐待の種類に応じてそれぞれを担当
する機関に通報・届出を行ってください。

●養護者（家族など）による虐待



もよ しちょうそん つうほう とどけで しちょうそん たいおう
最寄りの市町村に通報・届出【市町村が対応】

●障害者福祉施設従事者等による虐待



もよ しちょうそん つうほう とどけで
**最寄りの市町村に通報・届出
[市町村又は道の総合振興局・振興局が対応]**

●使用者による虐待



もよ しちょうそんまた
**最寄りの市町村又は
北海道障がい者権利擁護センターに通報・届出
[北海道労働局が対応]**

ほっかいどうしょう しゃ
北海道障がい者
けんりょうご
権利擁護センター
について

道では、本庁内に北海道障がい者権利擁護センターを設置し、使用者による虐待の通報や届出の受理のほか、市町村が行う虐待防止対策への支援、予約制による医師や弁護士による定期の専門相談などを行っています。

なお、センターの連絡先は次のとおりです。

専用電話 011-231-8617

ファクシミリ 011-232-4068

E-mail hofuku.shohoku1@pref.hokkaido.lg.jp

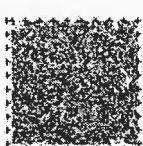
※センターの情報については、道のホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/kenriyogocenter.htm>
から入手できます。



「みんなで築こう 人権の世紀

かんが あいて き も そだ おも ここ
～考え方 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

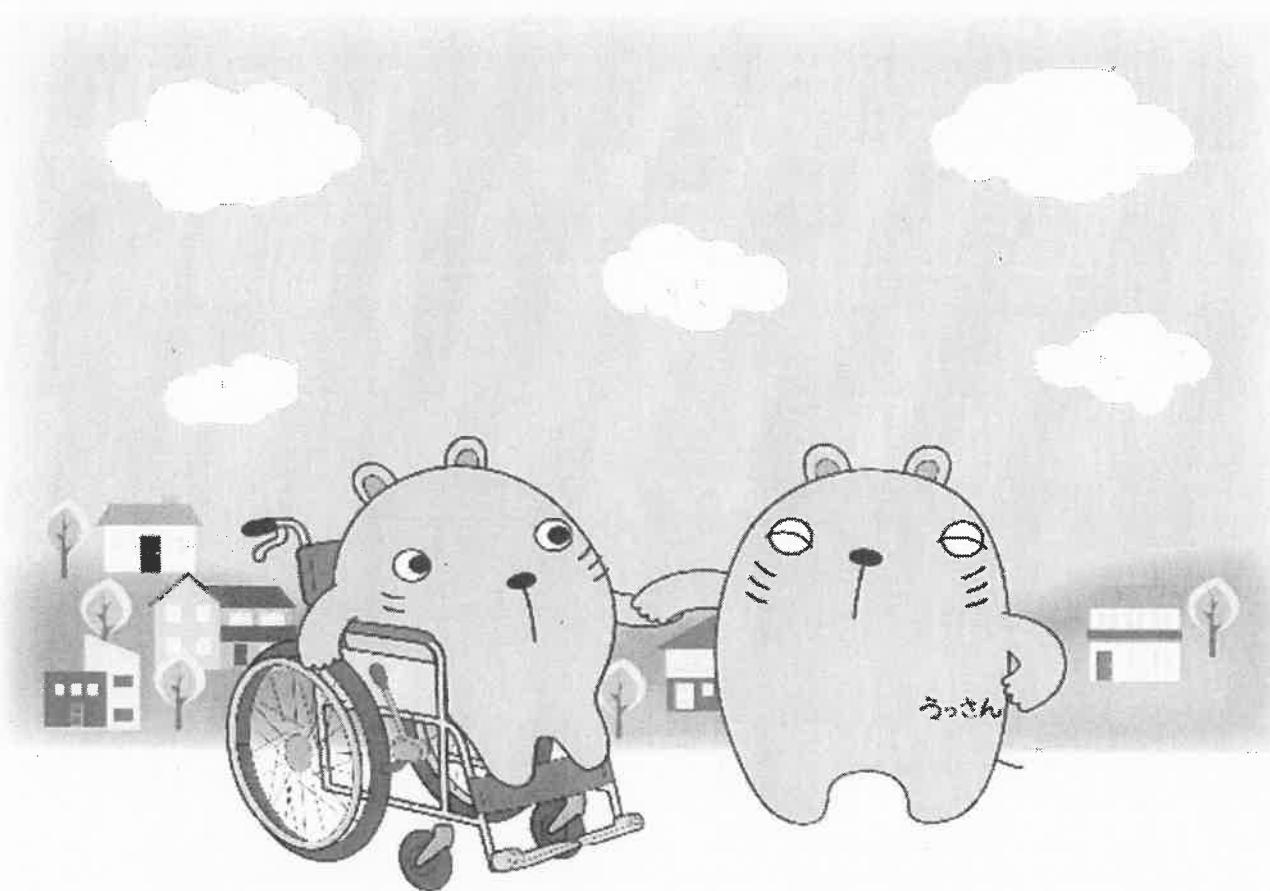
ほっかいどう さっぽろほう むきょく どうおうじんけいはつかつどう きょうざ かい
北海道・札幌法務局・道央人権啓発活動ネットワーク協議会



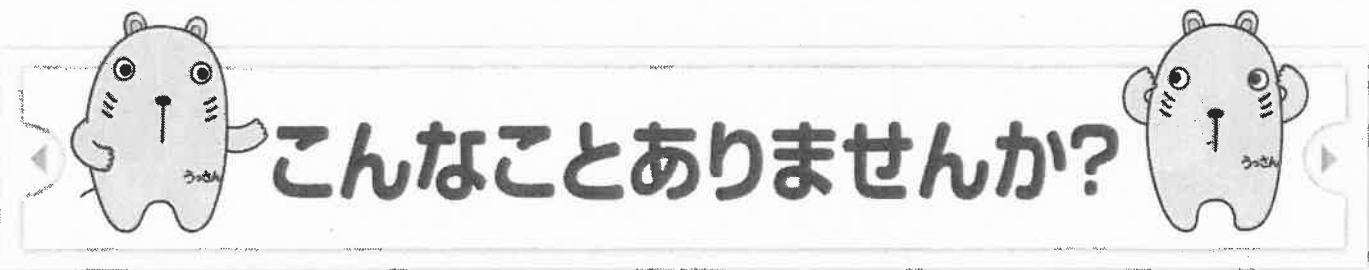
しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

し
を知っていますか？

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目ざしています。



ひ やまけんいきしょう しゃ く ちいき いいんかい
檜山圏域 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会



しょう
障がいがあることを
り ゆう みせ り ょう
理由にお店を利用
できなかった。

ふ とう さ べつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」
かんが
であると考えられます。
ほか ほうほう ば あい
ただし、他に方法がない場合などは、
ふ とう さ べつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」
にならないこともあります。

かい き し ん
ひと
会議に支援してくれる人を
い
入れてもらえなかつた。



こうり てきはいりよ
「合理的配慮」をしないこと
きべつ
は、差別にあたります。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法は

へいせい ねん がつ はじ
平成28年4月から始まっています。

ふとう さべつてき
不当な差別的
とりあつか
取扱いは



やくしょ 役所 も かいしゃ 会社 も みせ お店 も

してはいけません。

たとえば、障がいを理由として、お店や施設を利用できない場合は、障がいのない人と違う扱いを受けてるので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。
ただし、他にない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

ごうりてきはいりよ
合理的配慮は



やくしょ 役所
かいしゃ 会社 や みせ お店

はしなければなりません。

は務めなければなりません。

たとえば、会議をする前に、主催者がどのような支援が必要か確認するなどの「合理的配慮」が必要です。(例: 知的障がいの人であれば、支援者の同席。聴覚障がいの人であれば、手話通訳者の同席など)「合理的配慮」をしないことは、差別にあたります。「合理的配慮」のために他にやり方はないかなど、お互いに話し合いながら、必要な工夫や、やり方を考えましょう。

※改正障害者差別解消法が交付され(令和3年6月)、公布から3年以内に会社やお店も「合理的配慮」が義務となります。

障がいのことで、いやなことや困ったことがおこった
ときは、地域づくり委員会に相談してください。

北海道では、「**北海道障がい者条例**」に基づき、各(総合)振興局に
「**障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会**」(地域づくり委員会)を
設置して、日常生活での暮らしづらさに関する相談に応じています。

檜山管内(江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、
今金町、せたな町)にお住まいの方はこちらです。

連絡先

北海道檜山振興局保健環境部社会福祉課

電話 0139-52-6651 ファックス 0139-52-3010

